

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例（案）【パブリックコメント資料】

1. 条例改正の内容

我孫子市下水道条例を以下のとおり改正することを予定しています。

- 下水道使用料を平均で6%値上げ改定
- 基本料金に含まれていた基本水量（0～10 m³）を廃止

施行日：
令和8年4月1日

2. 我孫子市公共下水道事業の概要

我孫子市の公共下水道事業は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全、大雨による浸水被害の軽減等を目的として、昭和42年の事業着手以来、これまで整備を進めてきました。

令和2年度には、発生主義・複式簿記の原則に基づく経理によって経営状況を的確に把握するため、地方公営企業法の財務規定等を適用し、単式簿記の官公庁会計方式から複式簿記の公営企業会計方式に移行しました。

令和6年度末時点の下水道処理人口普及率は85.3%であり、今後も継続して下水道の普及促進に努める必要がありますが、一方で、**既存施設の老朽化や大規模地震への対応などにより、改築・更新事業費の増大**という課題も生じています。

一方で、**人口減少や節水型生活様式の定着などにより、有収水量及び下水道使用料収入の減少**が見込まれ、事業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増しています。

我孫子市では、このような状況下にあっても、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、公営企業の中長期的な経営の基本計画である「我孫子市公共下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を策定し、それに基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

<下水道の役割>

① 汚水事業

衛生的で快適な生活環境を確保するとともに、手賀沼などの水質を守るため、計画的に汚水処理施設の整備を進めています。

② 雨水事業

市街地における浸水被害を軽減するため、計画的に幹線排水路、ポンプ場などの雨水排水施設の整備を進めています。

3. 我孫子市公共下水道事業経営戦略の改定について

我孫子市公共下水道事業では、令和3年度に、経営戦略を公営企業会計移行後の投資・財政計画を軸とする新たな経営戦略に改定するとともに下水道使用料適正化の検討を行い、令和4年4月1日から下水道使用料を改定しました。この下水道使用料改定では、市民負担の観点から急激な引き上げを避ける方針とし、本来必要な改定率22%に対して13%の改定率に留めたところです。

中長期的な経営の基本計画である経営戦略は、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3～5年毎に見直しを行うことが求められています。近年、下水道事業を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、今般、昨今の物価高騰を含めた社会経済情勢の変化や排水需要の動向等を踏まえて経営戦略を見直し、併せて下水道使用料適正化の再検討を行うこととしました。

図3 老朽化した管路施設



下水管（Zパイプ）



雨水排水路

4. 我孫子市公共下水道事業の課題

我孫子市公共下水道事業では、以下のような課題を抱えています。

（1）人口減少や節水機器の普及等による下水道使用料収入の減少

今後、人口減少や節水機器の普及等により、下水道使用料収入の減少が見込まれます。

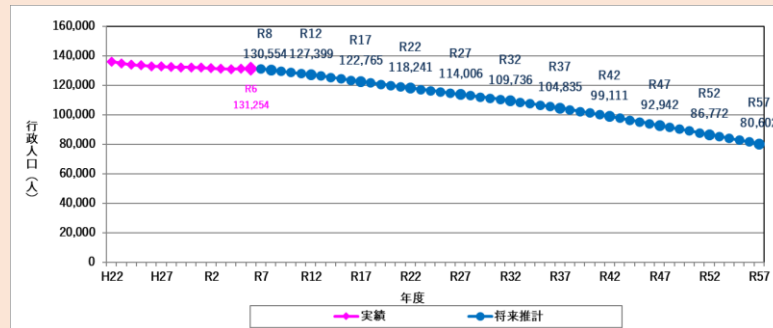


図1 我孫子市将来人口推計

※H22～R6（実績値）：各年度末時点の住民基本台帳人口

※R7～R57（推計値）：「我孫子市人口ビジョン（令和2年10月改定版）」の日本人口推計値を線形補完した人数に、令和7年1月1日時点の外国人住民（住民基本台帳人口）を加算した人数

（2）使用料対象経費を下水道使用料で賄えていない

我孫子市公共下水道事業の令和6年度における経費回収率（※）は94.6%となっており、使用料対象経費を下水道使用料で賄えておらず、差額は一般会計からの基準外繰入金として税金が投入され、下水道を使っていない人にも負担していただいている状況です。

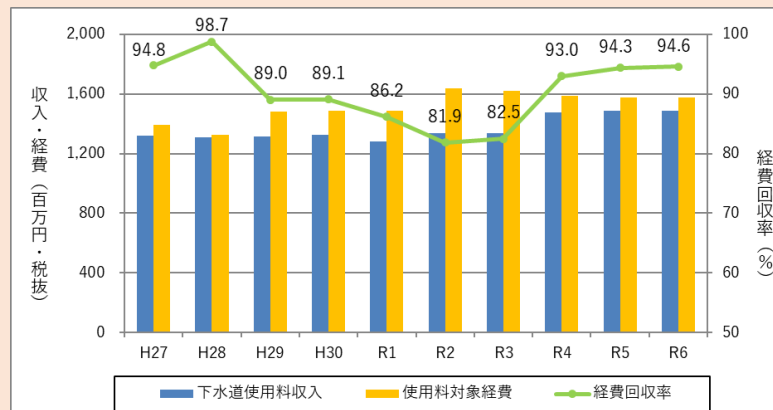


図2 経費回収率の推移

※経費回収率とは、使用料の対象となる経費を下水道使用料で賄えている割合です。

（3）施設の老朽化に伴う維持管理費の増加

我孫子市公共下水道事業は、同規模団体に比べて早期から下水道事業に着手していることから、**管渠老朽化率が比較的高い水準にあります**。施設の老朽化や物価・人件費の高騰により、維持管理費は近年微増が続いており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれます。

（4）下水道の普及促進と改築・更新事業に伴う建設事業費の増加

我孫子市公共下水道事業は、今後も継続して下水道の普及促進に努める必要がある一方で、**老朽化した施設の改築・更新事業や大規模地震に対応するための耐震化事業**を行っていく必要があり、建設事業費の増加が見込まれます。

5. 課題解決に向けた基本方針

我孫子市公共下水道事業における課題を解決するため、以下の取り組みを進めていきます。

（1）事業規模の適正化

現在の下水道計画区域は、「我孫子市汚水適正処理構想」に基づくコスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されていますが、今後の人口減少等により、下水道整備が効率的な区域は変化していくと想定されますので、適宜見直しを行い、事業規模の適正化を図ります。

（2）経費の縮減

① 維持管理費及び改築・更新事業費の平準化

「我孫子市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検・調査、修繕・改築を実施して費用を平準化することにより、経費の縮減に努めます。

この取り組みにより、劣化予測をもとに単純更新する場合に比べて、年間6,780万円（下水管：6,400万円、ポンプ場：380万円）の経費縮減効果が期待されます。

② 不明水の削減

下水処理場で処理する汚水に、雨水や地下水（不明水）が混入すると、汚水処理にかかる費用が増加します。

不明水を削減することは、処理場設備への負荷低減や処理コストの縮減につながることから、千葉県とも協力しながら、不明水の発生している地域を絞り込み、対策の立案から実行へと段階的に取り組んでいきます。

（3）下水道使用料収入の確保

① 水洗化率の向上

水洗化率とは、下水道の整備が完了している区域にお住まいの人のうち、実際に下水道に接続している人の割合です。

下水道の整備が完了した区域の住民は、原則として下水道に接続していただく必要がありますが、令和6年度における我孫子市の水洗化率は99.0%となっています。未接続者からは下水道使用料を徴収できないため、広報での周知や戸別訪問などを行い、水洗化率の向上と使用料の増収を図ります。

② 下水道使用料の適正化

下水道事業は「独立採算制の原則」が適用され、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく必要があります。また、汚水は原因者や受益者が明らかことから、「汚水私費の原則」に基づき、汚水処理にかかる経費を私費（下水道使用料）により負担していただく必要があります。

しかし、令和6年度において汚水処理にかかる経費が約15億8千万円であったのに対し、使用料収入は約14億9千万円であり、**汚水処理にかかる経費のうち約9千万円は、下水道使用料収入で賄えていません**。その差額には一般会計からの基準外繰入金として税金が投入されていますが、本来この税金は、他の行政サービスや社会保障、公共事業に充てられるべきお金であることから、早急に下水道事業の経営健全化に取り組む必要があります。

そのためにも、**下水道使用料の適正化**が不可欠となります。

6. 現行使用料体系における 投資・財政計画の推移

5.(2)で示した経費縮減効果なども踏まえ、今後10年間(令和8年度～令和17年度)について、現行使用料体系を維持した場合の収入と支出の推計を行いました。

(1) 投資・財政計画

① 収益的収支

項目 / 年度	経営戦略策定期間									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
下水道使用料	1,504,428	1,499,142	1,497,909	1,488,424	1,483,031	1,476,113	1,473,126	1,462,076	1,454,984	1,447,838
雨水処理負担金	105,440	123,753	137,489	149,454	161,809	168,791	175,721	182,089	187,255	190,236
他会計補助金	585,590	603,533	580,521	568,636	585,751	584,167	586,821	607,877	604,575	633,082
長期前受金戻入	1,036,646	1,037,724	1,039,595	1,040,845	1,050,811	1,050,378	1,050,077	1,043,186	1,022,847	1,002,157
その他	685	685	685	685	685	685	685	685	685	685
合計①	3,232,789	3,264,837	3,256,199	3,248,044	3,282,067	3,280,134	3,286,430	3,295,913	3,270,346	3,273,998
維持管理費(予備費込)	1,297,461	1,322,390	1,300,300	1,281,640	1,289,107	1,274,053	1,266,662	1,269,988	1,263,115	1,299,025
うち職員給与費	75,179	75,975	76,779	77,592	78,413	79,242	80,079	80,923	81,778	82,640
減価償却費	1,370,131	1,373,806	1,379,222	1,383,850	1,385,209	1,385,938	1,378,879	1,370,961	1,351,569	1,321,931
資産減耗費	13,555	13,997	13,225	7,793	14,643	11,063	16,028	17,232	11,978	17,191
支払利息	139,989	161,190	176,917	193,348	208,652	222,442	235,378	250,982	266,293	276,953
特別損失(その他)	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647
合計②	2,821,783	2,872,030	2,870,311	2,867,278	2,896,256	2,894,143	2,897,594	2,909,810	2,893,602	2,915,747
当年度純利益 ③＝①－②	411,006	392,807	385,888	380,766	383,829	385,991	388,836	386,103	376,744	358,251

※減価償却費とは

企業会計において、減価償却の対象となる資産については、取得した段階で全額を経費計上するのではなく、資産を使用できる期間で分割しながら計上します。この費用が減価償却費であり、現金の伴わない支出として計上されます。

※長期前受金戻入とは

資産取得時に財源とした補助金等(長期前受金)を、減価償却に対応して収益化したもので、現金の伴わない収入として計上されます。

② 資本的収支

項目 / 年度	経営戦略策定期間									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
企業債	1,343,600	1,025,100	985,400	923,600	821,900	761,500	827,400	788,100	592,200	567,300
建設改良債	1,261,000	996,200	984,400	923,600	821,900	761,500	827,400	788,100	592,200	567,300
資本費平準化債	82,600	28,900	1,000	0	0	0	0	0	0	0
他会計補助金	233,781	255,279	275,397	263,480	250,735	253,203	265,660	263,501	248,114	275,182
国庫補助金	441,400	298,900	274,000	313,200	235,700	190,900	223,700	179,900	120,900	124,100
負担金等	7,780	7,780	7,780	7,780	7,780	7,780	7,780	7,780	7,780	7,780
合計①	2,026,561	1,587,059	1,542,577	1,508,060	1,316,115	1,213,383	1,324,540	1,239,281	968,994	974,362
建設改良費	1,888,294	1,475,785	1,405,169	1,387,131	1,232,187	1,077,379	1,175,184	1,086,923	792,489	838,661
うち職員給与費	53,050	53,580	54,114	54,656	55,202	55,754	56,309	56,871	57,437	58,008
固定資産購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債償還金	754,647	713,032	665,102	639,428	590,840	570,803	543,041	521,164	486,801	466,911
予備費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計②	2,652,941	2,198,817	2,080,271	2,016,559	1,833,027	1,658,182	1,728,225	1,618,087	1,289,290	1,315,572
資本的収支 ③＝①－②	△ 626,380	△ 611,758	△ 537,694	△ 508,499	△ 516,912	△ 444,799	△ 403,685	△ 378,806	△ 320,296	△ 341,210

※資本的収支不足額に対しては、収益的収支の損益勘定留保資金(減価償却費+資産減耗費-長期前受金戻入)や繰越利益剰余金を充てて、現金収支の均衡を図ります。

(2) 一般会計からの繰入金

項目 / 年度	経営戦略策定期間									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
一般会計繰入金	924,811	982,565	993,407	981,570	998,295	1,006,161	1,028,202	1,053,467	1,039,944	1,098,500
収益的収支分	691,030	727,286	718,010	718,090	747,560	752,958	762,542	789,966	791,830	823,318
基準内	605,378	641,934	632,729	633,349	663,126	668,918	678,672	706,725	708,993	740,887
基準外	85,652	85,352	85,281	84,741	84,434	84,040	83,870	83,241	82,837	82,431
資本的収支分	233,781	255,279	275,397	263,480	250,735	253,203	265,660	263,501	248,114	275,182
基準内	233,781	255,279	275,397	263,480	250,735	253,203	265,660	263,501	248,114	275,182
基準外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

収益的収支では、毎年度 当年度純利益を計上していますが、(2)に記載のとおり、下水道使用料の不足分は一般会計からの基準外繰入金により赤字補てんされている状況であるため、健全な経営状況とは言えません。収益的収支分の基準外繰入金は、本来は下水道使用料で賄うべき費用に対して、市税等を財源とする一般会計繰入金を充てていることとなるため、地方公営企業の財政規律上、不適切であると考えられます。

収益的収支の基準外繰入金を早急に解消するため、**下水道使用料の適正化**に取り組む必要があります。

7. 下水道使用料の適正化に向けた取り組みについて

(1) 現行の下水道使用料について

我孫子市公共下水道事業は、令和4年4月に23年ぶりとなる下水道使用料の改定を行いました。この改定では、市民負担の観点から急激な引き上げを避ける方針とし、本来必要な改定率22%に対し、13%の改定に留めました。そのため、令和6年度における経費回収率は94.6%であり、依然として使用料で賄えない経費を一般会計からの基準外繰入金によって補てんしている状況が続いており、収益構造の更なる改善が不可避の課題となっています。

そこで、下水道事業の経営健全化を進めるため、下水道使用料適正化の再検討を行いました。

(2) 下水道使用料の改定方針(案)

今回の下水道使用料改定における改定方針は、以下のとおりとします。

目標	早期に基準外繰入金の解消を図る ➤ 使用料対象経費に対して使用料収入が不足し、これまで基準外繰入金として市の財政負担となっていた費用については、今回使用料改定を行うことで、下水道使用料で賄う経費とします。 ➤ 公費負担とすることが認められる経費については、従来どおり基準内繰入金として一般会計からの繰入対象とします。
改定率	平均6% ➤ 現在の使用料単価141.92円/㎡を、使用料対象経費を賄うことができる水準である150円/㎡に引き上げます。
改定時期	令和8年度 ➤ 早期に基準外繰入金を解消し、下水道事業経営の安定を図ります。

また、使用料体系の改定方針は、以下のとおりとします。

累進制	従来と同様に累進制を採用 ➤ 日常生活から生じる汚水に係る負担を軽く抑えるとともに、過剰な汚水の排出を抑制するため、従来と同様に累進制を採用します。
水量区分	基本水量(0～10㎡)を廃止 ➤ 排出汚水量に応じた負担の公平性を確保するため、これまで基本料金に含まれていた基本水量(0～10㎡)を廃止します。 10㎡を超える水量区分については変更しない ➤ 県内で本市と同様の水量区分の自治体が多いことや、過年度実績において使用水量に大きな傾向の変化が見られないことから、10㎡を超える水量区分については、変更しないこととします。

8. 下水道使用料の改定案

今回の下水道使用料改定案は以下のとおりです。

【下水道使用料体系(一般の汚水)】			(税込)	
	水量区分	現行	改定案	改定額
従量使用料 単価 (1㎡あたり)	基本使用料 (1か月)	—	1,089円	+0円
	0～10㎡	0円	7.7円	+7.7円
	11～20㎡	136.4円	145.2円	+8.8円
	21～30㎡	144.1円	152.9円	+8.8円
	31～40㎡	166.1円	177.1円	+11.0円
	41～50㎡	211.2円	224.4円	+13.2円
	51～100㎡	287.1円	304.7円	+17.6円
	101㎡～	393.8円	418.0円	+24.2円

【参考：1か月あたりの下水道使用料】			(税込)	
使用水量	使用人数等 (目安)	現行	改定後	改定額(率)
6㎡	1人世帯	1,089円	1,135円	+46円(+4.2%)
12㎡	2人世帯	1,361円	1,456円	+95円(+7.0%)
20㎡	3～4人世帯	2,453円	2,618円	+165円(+6.7%)
100㎡	事業所等	22,022円	23,397円	+1,375円(+6.2%)
500㎡		179,542円	190,597円	+11,055円(+6.2%)
1,000㎡		376,442円	399,597円	+23,155円(+6.2%)

9. 次回以降の経営戦略・使用料改定のスケジュール

現在下水道事業を取り巻く環境は、年を追うごとに大きく変化していることから、下水道使用料についても、常に最新の状況を反映した検証や見直しが必要となっています。我孫子市公共下水道事業においても、財政状況について毎年検証を行い、現在の予測値からどの程度乖離が発生しているかを確認します。

その上で、5年後の令和12年度までに、経営戦略及び使用料適正化についての再検討を行います。

	～R8.3	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4	R12.4	R13.4
使用料改定		今回改定の使用料体系					必要に応じて使用料見直し
検証・検討	今回の使用料適正化検討	●	●	●	●	使用料適正化の検討	

毎年の検証